

第 5 号

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第42号 平成26年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結について
- 2 議案第49号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第50号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 発委第11号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第53号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）
- 8 議案第54号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第55号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 10 議案第56号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 11 議案第57号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第58号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 13 議案第59号 平成26年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）
- 14 陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 15 陳情第12号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情
- 16 陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書
- 17 陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書
- 18 陳情第15号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書
- 19 要請第1号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請について
- 20 発委第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について
- 21 発委第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について
- 22 発委第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について
- 23 発委第15号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について
- 24 発委第16号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充を求める意見書の提出について
- 25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

- 26 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 27 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 28 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（16名）

1番	小根澤 弘 君	9番	黒 岩 浩 一 君
2番	望 月 貞 明 君	10番	徳 竹 栄 子 君
3番	西 宗 亮 君	11番	湯 本 市 蔵 君
4番	田 中 篤 君	12番	小 渕 茂 昭 君
5番	布施谷 裕 泉 君	13番	山 本 一 二 三 君
6番	高 山 祐 一 君	14番	小 林 克 彦 君
7番	高 田 佳 久 君	15番	渡 辺 正 男 君
8番	山 本 良 一 君	16番	児 玉 信 治 君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 河 野 雅 男 議事係長 常 田 和 男

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	竹 節 義 孝 君	副 町 長	小 林 央 君
教育委員長	村 上 温 君	教 育 長	佐々木 正 明 君
会計管理者	花 岡 佳 昭 君	総 務 課 長	内 田 茂 実 君
税 務 課 長	大 井 良 元 君	健康福祉課長	成 澤 満 君
農 林 課 長	生 玉 一 克 君	観光商工課長	藤 澤 光 男 君
建設水道課長	渡 辺 千 春 君	教 育 次 長	柴 草 隆 君
消 防 課 長	阿 部 好 徳 君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(児玉信治君) 本日はご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は16名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

議長(児玉信治君) 会議に入る前に申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおり、12月18日の議会運営委員会に議会側から21件の追加議案等の提出がありました。後刻上程しますので、よろしくご審議をお願いします。

発言の取り消し

議長(児玉信治君) 竹節町長から発言の一部取り消しについて申し出がありましたので、発言を許します。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 貴重なお時間をとっていただき、まことにすみませんです。

第4回山ノ内町議会定例会の12月15日に行われました山本良一議員の一般質問におきまして、3番の町施設整備のあり方について、社会体育館の方向性のご質問に対し、答弁の中で、体育関係者の皆さんから社会体育館を早くつくってほしいとの強い要望の中で、合宿とか大きい大会ができないだけで数億円をかけるには合理的な理由が必要であると、
_____ 発言をいたしました。11月28日、答申の際にお聞きしたことをてっきり審議会での意見と思い、答弁しました。

ご指摘いただき、早速11月12日と19日の2回行われました実施計画に係る総合計画審議会の会議録を確認したところ、この2回の総合計画審議会の中ではこのような意見は出されていなかったことから、「_____」との発言を取り消させていただきたいと思います。

以上です。

議長(児玉信治君) ただいま竹節町長から、12月15日の一般質問時における発言について、事実と相違する内容であるため発言の一部を取り消したい旨の申し出がありました。

お諮りします。竹節町長の申し出について申し出部分の発言の取り消しを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、竹節町長からの申し出については申し出部分の発言の取り消しを許可することに決定しました。

1 議案第42号 平成26年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結
について

議長（児玉信治君） 議事に入ります。

日程第1 議案第42号 平成26年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の
締結についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月15日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託して
ありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

（観光経済常任委員長 山本良一君登壇）

観光経済常任委員長（山本良一君） それでは、付託を受けました議案の審査報告を行います。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

観光経済常任委員会

委員長 山 本 良 一

1. 委員会開催月日 平成26年12月16日

2. 開催場所 第2委員会室

3. 審査議案

議案第42号 平成26年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約の締結につ
いて

（以上1件 平成26年12月15日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第42号

原案のとおり可決すべきものと決定

以上でございますが、審査に当たっての委員会内部での検討を若干説明させていただきます。

当案は、昨年度に引き続きまして、計画的に町営住宅の長寿命化を図ることによる第
2回目のものでございます。昨年度と同様の改善なんです、ご承知のように、東日本大震災、
また東京オリンピックが決定したことによりまして、労務費用が約8%程度値上がりしている。
また、材料費の高騰も含めまして、昨年度に比較しまして相当多額な予算になっております。

委員会でいろいろ担当とお話ししたわけですが、そんな中で、次年度においてもさらにこの
傾向は続くのではないかと。また、本年度は町内業者に発注をという形でやっておりますが、
二度の不調という形の中で相当苦勞があったということもお聞きしておりますので、次年度以
降、慎重な形でご検討いただきたいと、そういう意見が多かったわけです。

そうはいいましても、年末を控えまして、新築なった住宅に入られる入居者の希望もござい
ますもので、速やかな議決をという形で全会一致での賛成となっております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第42号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は可決であります。

議案第42号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号 平成26年度山ノ内町営住宅長寿命化型改善事業改善箇所買取契約
の締結については観光経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

2 議案第49号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第2 議案第49号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例
の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月15日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託して
ありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、常任委員会に付託されました委員会での審査報
告をさせていただきます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

社会文教常任委員会

委員長 高 田 佳 久

1. 委員会開催月日 平成26年12月16日
2. 開催場所 第3・4委員会室
3. 審査議案

議案第49号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 平成26年12月15日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第49号

原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査経過につきまして補足させていただきます。

採決結果ですが、全会一致で採択となりました。

議案第49号は、国民健康保険法などの上位法の改正によるもので、名称の変更、出産一時金の変更、条例の送りとするものです。内容的には問題ありませんが、名称変更の部分につきましては法律の施行日を過ぎてからの変更となっておりますので、今後、条例の改正につきましては、施行前に条例改正が行われるよう特に注意して業務を行っていただくことを要請させていただきます。

以上、審査経過及び委員会報告を終わりにいたします。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第49号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は可決であります。

議案第49号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については社会文教常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 議案第50号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第3 議案第50号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月15日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

(総務常任委員長 田中 篤君登壇)

総務常任委員長（田中 篤君） 常任委員会の審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会

委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成26年12月16日

2. 開催場所 第1委員会室

3. 審査議案

議案第50号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

(以上1件 平成26年12月15日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第50号

原案のとおり可決すべきものと決定

審査経過について若干説明させていただきます。

この条例の改正は、児童扶養手当法の支給要件条文が第4条より13条に移った改正に伴い、それを準用している当町の条例内容の字句の改正です。また、前の条例には附則に施行及び適用年月日がないため、追加挿入されたものです。適用年月日は平成26年12月1日です。

審査の結果、全員一致で可決採決させていただきました。

以上です。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第50号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第50号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号 山ノ内町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

- 4 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第4 議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第5 議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月15日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

（総務常任委員長 田中 篤君登壇）

総務常任委員長（田中 篤君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会
委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成26年12月16日
2. 開催場所 第1委員会室
3. 審査議案

議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
（以上1件 平成26年12月15日付託）

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第51号

原案のとおり可決すべきものと決定

引き続き、議案第52号についてご報告申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

総務常任委員会
委員長 田 中 篤

1. 委員会開催月日 平成26年12月16日
2. 開催場所 第1委員会室
3. 審査議案

議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に

ついて

(以上1件 平成26年12月15日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第52号

原案のとおり可決すべきものと決定

審査経過についてご報告申し上げます。

議案第51号は内容が非常にたくさん含まれておりまして、順を追って説明させていただきます。

この条例改正は、国家公務員給与が8月7日の人事院勧告に基づき閣議決定、衆参両院の採決で可決されたものを受けて、当町においてもその内容を準用しているため改正するものです。

改正内容は、これには1条、2条と書いてありますが、1条の中の一つ、一般職の職員の給与に関する条例第28条の3の通勤手当の額の距離加算の増額改正で、適用は平成26年4月1日にさかのぼります。これについては昨今の事情でやむを得ないと思われま

す。続きまして、2番目、第28条の9第1項第1号中の勤勉手当の額を年額0.15カ月ふやす増額改正です。これについては平成26年12月1日より適用します。同項第2号中は再任用職員です。また、附則については、特別に減額された給与をもらっている職員についての内容でございます。

それから、3、第5条関係の別表第1を、公務員給与が民間に比べて0.27%低いことによつて改正するものです。若手職員が多い職務給1級を2,000円の増額にし、平均給与で0.3%の増額改正を平成26年4月1日にさかのぼって行うものです。

では、第2条として、まず最初に、平成27年7月1日からの管理職員特別勤務手当として、第18条の中で、「職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日以外の日の午前零時から午前5時までの正規の勤務時間以外に勤務した場合」の項目を2として追加し、休日8,000円、平日6,000円を超えない範囲で町長が定めて支給するものです。この管理職員というのは課長職以上ということでございます。

2、第28条の9第1項第1号中、勤勉手当、これにつきましては先ほど第1条で変えたものなのですが、平成27年4月1日より再度変えまして0.075カ月分減額します。ただし、これは年2回支給されますので、年間に換算しますと0.15カ月分現行よりも多くなるという形でございます。

3番目、第5条関係の別表第1、給料表です。これも平成27年4月1日より再度変更し、平均給与2%を減額します。ただし、若年層に厚く高齢者には薄くする内容でございます。また、当附則の中の第10項中に、当分の間、給料表の切りかえに伴う経過措置として、新しい給料表で給料が下がる場合は平成30年3月31日まで差額を支給することも含まれております。附則の第13項中は、特別管理職の関係も含めて入っております。

この条例の改正につきましては全員一致で採択させていただきました。

では、議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

審査経過につきましては、この第1条は平成26年12月1日よりの適用で、平成26年度分の期末手当を山ノ内町の条例第2号の第4条、「100分の155」を「170」に変更し、0.15カ月分増額するものです。

第2条には、さきの改正と同じで平成27年度4月1日より適用し、前段での第4条の「100分の170」に変更したものを再度変更して「162.5」とされます。ただし、年2回支給されますので、年間では現行より0.15カ月分増額ということです。

この条例の改正につきましては、全会一致ではなく賛成多数ということで可決させていただいております。

以上でございます。

議長（児玉信治君） 委員長報告に対し一括質疑を行います。

12番 小淵茂昭君。

12番（小淵茂昭君） 12番 小淵茂昭です。

議案第51号の条例の内容の第2条の2項に表示してありますこの内容が「臨時又は緊急の必要により」と、これは大変曖昧に感じるわけでありまして、その中身、零時から5時ですから非常に、次の日で時間も狭いんですが、こういう可能性という内容について具体的にはどういう検討をされたかお聞きします。

議長（児玉信治君） 田中総務常任委員長。

総務常任委員長（田中 篤君） この内容につきましては、このところに字句として載っております。「職員が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により週休日以外の日の午前零時から午前5時まで」と載っておりますので、この字句どおり解釈いたしまして、字句以上のことは聞いておりません。

議長（児玉信治君） 質疑を終わります。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

初めに、総務常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） ないようですので、次に総務常任委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 9番 黒岩浩一です。

ただいま総務常任委員長の非常に細かい説明がございましたけれども、なかなか一度聞いただけではわからないでしょうし、この議案の後、特別職の期末手当及び議員の期末手当などの討論、採決も行われますけれども、これらは相互に関連しており、また今回の人事院勧告自体と周辺状況が複雑でもありますので、私、賛成の立場で討論をいたしますけれども、討論の本論に入る前に、地方公務員給与問題の背景として現在の政治状況、社会状況、それから給与というものの本質論、この3つについて大きく整理しておきたいと思います。

したがって、この討論は少し長くなります。

1番ですが、まず現在の政治状況についてでございますが、中央の大企業及び富裕層を中心にアベノミクスによる景気浮揚感は確かにございます。しかし、消費税値上げ前の駆け込み需要の反動である四―六月のGDPマイナス7.1%は仕方がないにしても、七―九月もマイナス1.9%になったのはやや意外でございました。安倍総理は、選挙への思惑もあって、消費税再値上げを1年半先送りせざるを得ませんでした。また、我々地方では景気回復はまだほとんど実感されていません。

したがって、今回の人事院の期末手当・勤勉手当の増額勧告のタイミングは実に悪かったと思います。しかも、特に観光、農業、それから小企業を中心とする我々地方住民には、公務員の給与・手当をアップすることに違和感がございます。しかしながら、後で述べますもっと大きな理由によって、人事院勧告のタイミングが悪いことは承知の上で、職員関係に関する限りは給与改定提案増は認めたいと思います。

それから、背景の2番ですが、社会状況。アメリカや中国を中心にして、近年、世界中で所得格差が問題化しています。日本でも小泉政権以来その傾向が激化しています。したがって、大企業と公務員対中小企業、それからもう一つ、都市圏に対する地方の所得格差の増大には注意する必要があります。しかし、所得格差増大については、基本的に累進税率と相続税率で対応すべき問題であります。

また、極端な富裕層と極端な底辺層への対策は別に考えるべきとして、重要なことは、高度成長時代の日本の強みであった厚い中間層の復活です。そのためには、感情的なやっかみで中の上の層を抑えるのではなくて、中の下を引き上げる方向で考えるべきであります。したがって、おおよそ中の上である公務員の給与を、所得格差拡大防止を理由にして余り抑えるのは考えものだと思います。

それから、背景の3番ですけれども、次に報酬とか給与というものの本質とは何かという点ですが、企業の経営者の働く気力の源泉は、目先の報酬もさることながら、仕事のおもしろさ、責任感、将来のもっと大きな報酬への期待です。選挙で選ばれる自治体の首長や議員の場合もほぼ同じですけれども、首長や議員の場合は、それに選挙民に対する責任感が追加されます。一方、使われる立場である社員や公務員、役職員のやる気の源泉は、本来的に目先の報酬と所属組織への忠誠心、それと経営者、首長に対する信頼感であります。もちろん、少数の野心的な幹部職員には仕事のおもしろさがモチベーションになる場合もありますけれども、それは少

数だと思えます。

職員の給与というのはもともとそういうものですから、したがって、類似の組織や近隣自治体などよりも目先の報酬が少なくなるのは、職員の士気を削るマイナスが非常に大きくなる危険があります。

以上、3点の背景からして、今回の人事院勧告を利用しての地方公務員の対応については、役職員の場合とそれから特別職、議員の場合は別々に考える必要があります。この前提に基づいて一般職、役職員の給与に対する議案第51号への賛成討論を行います。

具体的な賛成理由は次の3点です。

1番、今回の条例改定は、期末手当・勤勉手当の増だけではなく、若年層を中心に本給の増額が一時なされる一方、来年4月から3年かけて実施する中高年層職員の本俸減などを中心とした給与体系の大幅改定が含まれています。中高年職員の本俸減は民間では既に15年から20年前から実施されていることで、いつもながら官の対応の鈍さ、遅さにはあきれますし、また今回の本俸改定の内容はまだ甘いこと、及び完全実施までに3年もかけることについては不満がありますけれども、ともかく、ようやく動き出したということの評価したいと考えております。

2番目、極めて数の多い国家公務員と地方公務員に対する期末手当などの増額による消費マインドの直接刺激は、金額の割には、公共事業のばらまきよりもGDPアップ貢献への即効性が期待できると思います。また、安倍内閣の目玉である地方創生、地方活性化を看板倒れに終わらせないことが重要であり、施策の推進現場の牽引力でかつ地方のエリート層である役職員の士気を鼓舞すべき時期でもあると思います。

理由の3番目ですけれども、さらに地方の人口減、出生減が深刻な現在、地方創生の流れが強まることへの期待と若者の価値観の多様化があって、地方生活に目を向ける若者が今後ややふえていくのではとの期待があります。この波をつかみたいものであります。

今、都会で学業を終えた若者のUターン・Iターンを促進するためには安定した雇用機会を地方にふやす必要があることは、もう既に各方面から一致して指摘されております。大企業の工場誘致を望みにくい当町にとっては、本来の観光農業の再興のほかに健康福祉産業の振興があり、また観光農業においても今後は良質の外部資本を呼び込むことが雇用拡大、人口増加のための当面の重要な方向であります。あわせて、役場の雇用力と、地方公務員業務と給与の魅力も見逃せません。その意味でも、特に現時点では役場職員の給与は優遇しておきたいと思えます。

給与問題とあわせて、また役場職員に限らないのでございますけれども、Uターンすれば返済免除になる奨学金制度を当町は始めておりますけれども、これの一層の拡充も若者引きとめの大きなポイントであります。

ついでながら、町長公約にある自信と誇りの持てる地域づくりを実現するためには、まず役場職員に自信と誇りを持たせる必要があります。近い将来には、全体のラスパイレス指数は無理でも、せめて期末手当月数だけでも近隣市町村で一番ということを目指すべきであります。

以上、3点の理由により議案第51号に賛成いたします。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

議案第51号を採決します。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第51号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

初めに、総務常任委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

（9番 黒岩浩一君登壇）

9番（黒岩浩一君） 黒岩です。

議案第52号 特別職の職員等に関する条例の改正案について反対の立場で討論をいたします。反対の理由は次のとおりです。

1番、12日の一般質問でも申し上げたとおり、また先ほども申し上げましたけれども、人事院勧告のタイミング自体が悪いのに、飯山市だとか栄村のごとき見識を示せないままで、全く自主性がなく人事院勧告に追随していること、また町民に対する先憂後楽、民に先んじて憂い、民におくれて楽しむと、こういう精神が見えずに、リーダーお手盛りで期末手当増額を行う結果になっていること、これが最大の理由です。

ところで、飯山市、栄村がなぜ見識を示すことができたのか。これは、基本的に中央に盲従せず、ただ従うのではなしに、独自に内外の情勢、今回の人事院勧告の性格、みずからの地域の状況、この3つを冷静に分析して自分のやり方を決めたからであると思います。それ以外の自治体は、当町を含めて、中央への盲従あるいは中央の状況をお墨つきとして利用する、いかにも地方官僚的な情けないセンスと習性にとらわれ過ぎていると思います。

これからは、少しは今回の飯山市、栄村のように自分の頭で考えることをしていただきたいものです。自分の頭で考えた上で飯山市、栄村とは違う結論を得て、町民や議会を説得してこの議案を出したというのであれば非常に立派でありますけれども、残念ながら、今回その形跡は全く見えません。

2番目の理由、一般職、役職員の手当・給与等の増額に関する議案第51号について先ほど説明した3点の理由ですね。すなわち、3年後の中高年層の給与減額を含む給与体系の改定がセットとして組み込まれているということ、それから2番目に、極めて数の多い地方公務員の消費力の刺激も大切であると、また3番目、若者の価値観の多様化に対応して地方へのIターン・

Uターンを促進すべきこと、そのためには役場の雇用力、給与の魅力が極めて大切であることを示して賛成したわけでございますけれども、しかし、全く立場が違う町長等への特別職については、考えてみてもこの3点の理由は全く当てはまりません。また、トップの最重要業務である戦略的思考の不足も、申しわけないけれども、目立っていると申し上げざるを得ません。

それから、3番目、戦略的思考の不足については給与問題に関して例を挙げます。町長公約である自信と誇りの持てる地域づくりの実現のために、まず、町のエリート層であり地域づくりの牽引力である役職員に北信一番の町として誇りを持たせることが必要であります。そのためのインセンティブの仕掛けづくりを多少なりとも工夫すべきであるのに、過去も現在も、その点については問題意識も工夫もほとんど見られない。これは怠慢であります。そんな状態で自分の手当をとともに増加するのはいかになものかと思えます。

安倍総理も自分の手当の増額を容認したのではないと言われる方もいるかもしれませんが、これは人件費配分をふやすべしとの自分の政策に関連して、みずから範を示す意味があったためであり、無責任なお手盛りとはかなり違います。

一方、当町を含む多くの自治体のトップは、先ほど申し上げたように、人事院勧告の利用と近隣横並びを見るばかりであるのは、自治体の首長としての自覚よりも、親方日の丸、国の使用人、雇われ人との公務員感覚をそのまま持ち込んでいるのではないかと思います。今後は、ぜひ多少なりとも是正をお願いしたい。

また、職員インセンティブの仕掛けづくりと申し上げましたが、精神論ばかりと思われては私も心外でございますので、思いつきではございますけれども、多少具体的な工夫を申し上げます。

いろいろありましようが、一つの大きなポイントは、近隣、特に地域中核市である中野市との給与序列の固定化に小さな風穴をあけることであります。本給の給与体系全体の変更はなかなか困難だと思いますけれども、町の状況がよくなったら、期末手当の月数を近隣一番にする仕掛けづくり、これは可能性があります。例えば、期末手当の中の勤勉手当だけでも町税収入の増減にリンクさせて、人事院、県の勧告の月数にプラス・マイナスを上乗せする手も考えられます。人口減の時代ですから町税収入の絶対額がふえるのは難しいと思われませんが、町税収入を人口で割ってそれを指標にするなども考えられます。基準年度のとり方によっては、今後、経済状況が好転すれば相当増額できる可能性がございます。また、リンクのやり方に下方硬性、上方柔軟性を持たせて、職員の生活給としての不安定性を和らげる工夫もできます。これならば町民の理解と職員のインセンティブの両立が可能であります。

工夫すればほかにもやり方は幾らでもあると思います。もし竹節町長が次の4年間もやられるのであれば、ぜひこのあたりにも手をつけていただきたいと思えます。

今回の私の討論は、単なるお手盛り増額の反対だけではなく、次期町政へのお願いとして、トップの先憂後楽精神の徹底と、少なくとも北信地域一番の誇りを町民、役職員の中に醸成すること、この2点のお願いを込めた建設的な反対討論であることをご理解いただきたいと思

ます。

以上です。

議長（児玉信治君） 次に、総務常任委員長の報告に対し賛成者の発言を許します。

11番 湯本市蔵君、登壇。

（11番 湯本市蔵君登壇）

11番（湯本市蔵君） 11番 湯本市蔵です。

討論に先立ちまして、12月14日投開票された衆議院選挙について一言御礼を申し上げます。

日本共産党は、比例代表北陸信越ブロックで11年ぶりに議席を回復させていただきました。全国でも8人から21人と躍進がありましたが、心より御礼を申し上げ、これからも期待に応えてしっかり頑張ってまいりたいと思います。

さて、本題に入りたいと思います。

議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

本案は、議案第51号の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に関連したものであります。従来から人事院の勧告を尊重するという事で来ておりますので、一般職の期末手当が0.15カ月引き上げられたことから特別職の常勤の職員の期末手当を0.15カ月引き上げる、また新年度より支給割合を変えるという、そういうもので、これは、黒岩議員がいろいろ討論されましたが、従来どおりやってきたことで当然だというふうに私は考えております。

というのは、今度の引き上げは7年ぶりですけれども、平成14年から26年までずっと見ていきますと、一番特別職の手当の支給が多かったのは4.65カ月というのがあるんですね。平成14年が4.65カ月。当時、それを今度は人事院勧告で引き下げてきたんです。ですから、我々は上げる一方ではないんです。引き下げると言われたときはちゃんと引き下げております。それで、ふやすときはふやすということで今までやってきているわけでありまして、給料もこの間はずっと勧告では引き下げになってきているわけです。

そういう点からいうとやはりこれは非常に難しい問題でありまして、内閣も総理大臣を先頭にしてデフレマインドを払拭するんだと。私のほうはマインドだけではないと思うんだけど、実質的にやはり国民の所得が上がらないと国はよくなる、人々の生活も楽にならないということでもありますので、それも含めて検討した結果こういう人事院勧告になりました。

また、人事院勧告の制度について総裁がこのように述べておりますので、それだけちょっと紹介したいと思うんですが、人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。勧告を通じて職務に精励している職員に適正な給与を支給することは、職員の努力や実績に報いるとともに人材確保にも資するものであり、組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。国会及び内閣、ここで言えば我々議会であります、は人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請いたします。国民各位

におかれては、行政各部において多くの公務員がそれぞれの職務を通じて国民生活を支えていることについて深いご理解を賜りたいと存じます。このように述べているわけなので、現在こういう制度でやっている以上、私は、尊重すべきものだというふうに考えております。

それで、長の責任というふうに言われましたけれども、竹節町長の例で、長だからいいかなと思うんですが、今、条例月額が77万5,000円です。しかし、特例で15%カットということで、15%というとならば11万6,250円になるわけです。これを減額して、今、月額65万8,750円、計算が間違っていなければ多分いいと思うんですが、ということで頑張ってもらっているわけでありまして、今回0.15カ月増になると、私の試算だと16万2,750円ぐらい一時金がふえます。これは、11万6,250円カットしているわけですが、その1.4カ月分と。これが多いか少ないかはその人の判断だと思います。

私は、人事院勧告制度がある以上、ずっとそれを尊重してやってきた経過の中で独自に変えるということは、今度は上げるときが非常にまた難しいんです。一回やめてしまうと今度は何で上げるんだという、これが非常に難しくなると思いますので、そろそろ特別職報酬審議会等も開いて検討するのもいいのではないかと思いますけれども、付託された総務常任委員会で原案どおり可決という結論でございますので、私は、本案について賛成したいと思います。

以上です。

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決であります。

議案第52号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立14人で多数です。

したがって、議案第52号 山ノ内町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

6 発委第11号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（児玉信治君） 日程第6 発委第11号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に対し反対者の発言を許します。

9番 黒岩浩一君、登壇。

(9番 黒岩浩一君登壇)

9番(黒岩浩一君) 9番 黒岩浩一です。

発委第11号 議会の議員の期末手当に関する条例の改正について反対の立場で討論いたします。

その前にちょっとつけ加えたいんですがございますけれども、先ほどの湯本議員の特別職に関する賛成討論でございますけれども、デフレ退治については、数の多い職員について私は賛成したんですけれども、それと異なり特別職は少数ですから、デフレ退治には余り影響はございません。それから、飯山市、栄村の議員報酬で、特別職の報酬は相対的にもともと低いほうでありました。それを申し上げます。

私の反対の主な理由は、議案第52号の特別職の期末手当の反対討論で申し上げたとおりで、まことにタイミングの悪い今回の人事院勧告に対して、なぜ飯山市、栄村のごとき見識を示すことができないのか。それから、町民に対する先憂後楽の精神が見えない、人事院勧告を利用したお手盛りの結果になっているのは何事かという2点がメインですが、特に議会議員の発委第11号につきましては後ほど申し上げる理由をつけ加えます。

その前に、本件について、この発委の本件でございますけれども、私の心情を多少聞いていただきたく思います。

実は、私自身も、町の景気さえよければ議員の報酬は本来もっと高くあるべきだと考えていますし、また、議員が出した提案に対して同僚議員の私が反対するのは角が立つという遠慮もございますし、また、私の話の一部が議会のいわば恥をさらすようなことになるかもしれないが、そんな内部告発めいたやり方は全く私の性に合わないので、などなどと悩みもありました。したがって、まことに気の重い反対討論であります。しかし、熟慮の結果、山ノ内町議会の良識を保つためには、不本意ではあるがあえてやらざるを得まいと判断した次第でございます。

議員の期末手当関連で特に追加する理由を下記申し上げます。

1番、企業組織に例えれば、町長は社長、議会は取締役会です。取締役会といっても議会の場合は社外取締役会かもしれませんが、この議決がなければ町長が動けないことは同じなので、通常取締役会と考えてもいいと思います。

2番、今回の成り行きを見ますと、いろいろ日程上の都合があったとはいえ、人事院勧告の内容とそれに関する町の対応案の説明を、正式に町長、つまり社長から受けておらず、まして社長と社員の賞与案などが取締役会にも上がっていないという極めて先走った段階で取締役会が自分たちの賞与を決めたというような、非常に変な形になりました。取締役会が経費削減や業績拡大に格別に貢献した場合であればそれもありませんが、その貢献が見えない状況で、議員協議会、つまり取締役会ですね、これではたばたと取り決めたということで、恥ずかしいお手盛りになってしまいました。議員定員2名削減決定による経費削減効果は大きいのでありますが、2名減は次の議会からですから、現時点ではこの理屈も成り立ちません。

3番目、さらに、ごく一部の議員からでございますけれども、協議会において、議員だって

金が欲しい、反対議員は増額を返上せよと、これは公職選挙法違反ですから実際にはできないんですけれども、こういう意見が出ました。これは、人間の正直な感情論としては理解できますけれども、先ほど述べました議員は企業でいえば取締役であるという物事の本質を全くわきまえない、使用人、雇われ人感覚の発言でありました。また、議員協議会が本来あるべき姿の公開会議として町民が傍聴していたら、そもそもそんな発言ができたのか疑問であります。

私は、このような発言を食いとめられなかった私自身の非力を痛切に反省しております。しかし、議員諸氏におかれても今後一層の自覚と反省を望みたくお願いいたします。

以上の理由により発委第11号に反対いたします。

なお、地方議員の手引書には、本来は根回しとか非公式の会合とかで重要な物事が決まるのではなくて、本会議という公開の席上で自分の意見を十分に開陳して同僚議員に対して賛同を求めるとというのが議場での討論の本質であると書いてございます。今回の私の反対討論はこの本質論に基づいて行ったものであります。私の討論に共感されて、採決に臨む議員の方が一人でも二人でもふえればまことに幸甚であります。

また、これに引き続いて採決される議案第53号の平成26年度一般会計補正予算（第3号）については、特別職と議員の期末手当増額が含まれています。特に改めての反対討論はいたしません。あり得ないことですが修正案でも出ない限りは、当然、私は反対であることをあらかじめ申し上げます。

以上です。

議長（児玉信治君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

14番 小林克彦君、登壇。

（14番 小林克彦君登壇）

14番（小林克彦君） 14番 小林克彦。

私は、発委第11号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論いたします。

ただいまは黒岩浩一議員の反対討論を拝聴いたしました。私は私の持論を述べさせていただきます。

提案説明のとおり、このたびの改定は、平成26年8月7日の人事院勧告及び関係法律が同11月19日に公布され、あわせて県人事委員会の勧告に準拠した年間期末手当2.95カ月を0.15カ月引き上げ、年3.10カ月とする改定であります。これは、平成22年に3.10カ月から現行の2.95カ月に引き下げられてから5年ぶりの引き上げの改定となります。

私たちが改定のよりどころとしている人事院勧告とは何かではありますが、人事院は、団体交渉権、争議権が付与されていない一般職及び特別職の公務員のための代償措置として設置され、労働時間や給与などについて国会や内閣に勧告する特殊な政府機関であり、人事委員会は、都道府県に設けられ、地方公務員に関与するものであります。

人事院等の勧告は、官民の較差は正のため、純粋に統計的、客観的な立場でより適正な数値

を示しているものであり、政治的、感情的配慮とは一線を画しております。ただし、ミクロで一つの自治体を見たときには、一時的に多少のそごが生じる場合も避けられないことは考えられますが、長期にわたり持続的に勧告を採用するならばプラス・マイナスは打ち消し合い、マクロにおいてそごは解消されることとなります。人事院等は、1948年に設置されて以降、全国の自治体がほぼ全数で採用してきております。山ノ内町も同様であり、ここで採用しなければ今後混乱を来すことになりましょう。

一方、私たち議員は、人事院勧告等採用すべきところは採用しながら、政治的配慮としてみずから、町側特別職と同じく月額報酬のカットを平成15年から採用しております。本議会における議員16名のカット率10%による返納額は年額384万円であり、任期中の総額は16名で1,536万円になります。もし0.15カ月の引き上げが今の山ノ内町にそぐわないと判断する場合であっても、まずは改定し、その後に当該金額約4万円余を月額報酬のカット率引き上げによって解決を図ることが本則に従うものと思料いたします。

以上、ただいま述べました理由から本提案に賛成するものであります。

以上。

議長（児玉信治君） ほかに討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論を終わります。

発委第11号を採決します。

この採決は起立により行います。

発委第11号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（多数起立）

議長（児玉信治君） 起立13人で多数です。

したがって、発委第11号 議会の議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

7 議案第53号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算（第5号）

8 議案第54号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算（第2号）

9 議案第55号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

10 議案第56号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）

11 議案第57号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

12 議案第58号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

13 議案第59号 平成26年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第2号）

議長（児玉信治君） 日程第7 議案第53号から日程第13 議案第59号までの7議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

議案第53号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(児玉信治君) 起立14人で多数です。

したがって、議案第53号 平成26年度山ノ内町一般会計補正予算(第5号)については原案のとおり可決されました。

議案第54号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第54号を採決します。

議案第54号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号 平成26年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

議案第55号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第55号を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号 平成26年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

議案第56号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第56号を採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号 平成26年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

議案第57号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第57号を採決します。

議案第57号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号 平成26年度山ノ内町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

議案第58号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第58号を採決します。

議案第58号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号 平成26年度山ノ内町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)については原案のとおり可決されました。

議案第59号 平成26年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第59号を採決します。

議案第59号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号 平成26年度山ノ内町水道事業会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

14 陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

議長(児玉信治君) 日程第14 陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、本年第3回定例会において観光経済常任委員会に審査を付託し、継続審査となっておりますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) それでは、陳情第9号について審査結果の報告をいたします。

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第9号

2. 受理年月日 平成26年8月12日

3. 件名

（陳情第9号）軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町3-12-33

軽度外傷性脳損傷仲間の会

代表 藤本久美子

4. 付託年月日 平成26年9月2日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、委員会の審査の内容について若干説明いたします。

この陳情に関しては、9月議会の中で委員会の意見として、私どもとしても軽度外傷性脳損傷という病名自体に対する認知度が若干低いということで、さらに調査する必要性があるということで継続とされていたものです。

継続を今回、委員会で審査いたしまして、軽度外傷性脳損傷、名前は軽度とありますが、実際には、近年、柔道のスポーツにおける事故その他を含めて脳に重大な高次脳損傷を及ぼすものであるにもかかわらず、軽度という名前で若干認識がされていない。また、WHOにおいては確たる定義がなされておりますが、たまたま日本の医学界あるいは今回陳情いたします厚生労働省のほうでも若干認知度が低いと。そういったことにより、実際にはかなりの被害を持った方々がいらっしゃいますが、救済されないと。

当委員会といたしましては、医学界並びに国のほうでもこの病気に対する認識を速やかに周知するという趣旨で、全員の賛成をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第9号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は採択であります。

陳情第9号を観光経済常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第9号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

15 陳情第12号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情

議長(児玉信治君) 日程第15 陳情第12号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情を上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月9日の本会議において総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

田中総務常任委員長、登壇。

(総務常任委員長 田中 篤君登壇)

総務常任委員長(田中 篤君) 総務常任委員会の陳情審査をご報告申し上げます。

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

総務常任委員会

委員長 田中 篤

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議会規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第12号
2. 受理年月日 平成26年10月21日
3. 件名
(陳情第12号)横田めぐみさん拉致事件に関する陳情
陳情者 東京都目黒区中町2の49の3
日本軍海兵隊 片木 豊
4. 付託年月日 平成26年12月9日
5. 審査結果 不採択すべきものと決定
審査経過を説明させていただきます。

この陳情につきましては、件名タイトルと内容が一致しておりません。また、陳情要旨の文章も意味不明であり、陳情者の団体もよくわからないもので、審査の結果、全員一致で不採択すべきものと決定させていただきました。

以上です。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は不採択であります。

したがって、原案について採決します。

陳情第12号を原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立なし）

議長（児玉信治君） 起立ありません。

したがって、陳情第12号 横田めぐみさん拉致事件に関する陳情については総務常任委員長の報告のとおり不採択とすることに決定されました。

16 陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

17 陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書

18 陳情第15号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

議長（児玉信治君） 日程第16 陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書、日程第17 陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書、日程第18 陳情第15号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書、以上3件の陳情書を一括上程し、議題とします。

ただいまの3件の陳情書につきましては、去る12月9日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） それでは、委員会に付託されました陳情第13号から第15号まで一括で審査報告をさせていただきます。

まず、陳情13号からです。

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会
委員長 高田佳久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第13号

2. 受理年月日 平成26年11月19日

3. 件 名

（陳情第13号）安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書

陳 情 者 長野市高田276－8

長野県医療労働組合連合会

執行委員長 小林吟子

4. 付託年月日 平成26年12月9日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

陳情13号につきましての審査の経過と補足説明を初めにさせていただきます。

採択結果ですが、全会一致で採択となりました。

こちらの陳情につきましては、当議会では平成22年12月の定例会におきまして同様の趣旨の陳情を採択しております。前回の陳情の経過確認を委員会で行いましたところ、ILOの看護職員条約（149号条約）及びILO夜業条約（171号条約）につきましては国ではいまだ批准されておられませんでした。労働環境の改善がいまだ進んでいない状況がうかがえました。

また、厚生労働省では医療従事者の勤務環境改善のための取り組みを現在推進しておりますが、2013年、県医労連が実施いたしました看護職員の労働実態調査の中では、「慢性疲労」については7割を超え、また「辞めたいと思う」割合も7割を超えております。また、「十分な看護ができていない」、「ミス・ニアミスの経験がある」も非常に高い数字が出ておりました。医療・介護現場は深刻な人手不足や厳しい労働実態となっていることがうかがえます。

よって、命と暮らしを守る医療・看護の立場からも要望の趣旨には賛同できるものとして採択すべきものと決定しました。皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

続きまして、陳情第14号につきまして審査報告をさせていただきます。

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治 様

社会文教常任委員会

委員長 高 田 佳 久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第14号

2. 受理年月日 平成26年11月19日

3. 件名

(陳情第14号) 介護従事者の処遇改善を求める陳情書

陳情者 長野市高田276-8

長野県医療労働組合連合会

執行委員長 小林吟子

4. 付託年月日 平成26年12月9日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、陳情第14号についての審査経過について補足説明をさせていただきます。

まず、採択結果ですが、全会一致で採択となりました。

こちらにつきましても、平成24年の12月定例会で同様の趣旨の陳情を採択しております。新聞報道等によりますと、介護現場では賃金の低さなどから離職率が16.6%、こちらは平成25年度の数字ですが、と高く、長く働き続けられる環境を整えることが急務となっております。また、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には全国で250万人の介護職員が必要と推計されており、これから約80万人程度増員することが求められております。

今後、深刻な介護職員の人材不足の解消に向けて処遇改善は必要であり、よって、要望の趣旨には賛同できるものとして採択すべきものと決定しました。

続きまして、陳情第15号についての報告をさせていただきます。

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

社会文教常任委員会

委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第15号

2. 受理年月日 平成26年11月26日

3. 件名

(陳情第15号) 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

陳情者 中野市大字上今井183-2

中野市聴覚障害者協会

会長 山田靖

4. 付託年月日 平成26年12月9日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

陳情15号についての審査経過について補足させていただきます。

採択結果ですが、こちらも全会一致で採択となりました。

平成23年8月に成立いたしました改正障害者基本法では、「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められており、今後、個別の法律による手話に対する環境整備等が必要であると考えられます。手話は手話通訳士という国家試験があり、長野県では手話通訳者登録制度によって180名が登録されております。必要となる場合には派遣できる制度となっております。

手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広めるためにも要望の趣旨には賛同できるものとして、採択すべきものと決定しました。

以上、皆様のご賛同をよろしく申し上げます。

以上、審査経過及び委員会報告を終わります。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより陳情ごとに討論、採決を行います。

陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第13号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める陳情書については社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第14号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第14号 介護従事者の処遇改善を求める陳情書については社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

陳情第15号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書について討論を行います。
(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

陳情第15号を社会文教常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、陳情第15号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

19 要請第1号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請について

議長(児玉信治君) 日程第19 要請第1号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請についてを上程し、議題とします。

本案につきましては、去る12月9日の本会議において観光経済常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) それでは審査報告をいたします。

平成26年12月22日

山ノ内町議会議長 児玉信治様

観光経済常任委員会
委員長 山本良一

要 請 審 査 報 告 書

当委員会に付託された要請を審査の結果、次のとおり決定したから、山ノ内町議会議会規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第1号

2. 受理年月日 平成26年11月25日

3. 件 名

(要請第1号) 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請について

要 請 者 長野市栗田715－5
中部地方森林労連
全国林野関連労働組合中部地方本部
執行委員長 後藤弘二

4. 付託年月日 平成26年12月9日

5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、委員会の審査の内容についてちょっと説明させていただきます。

この法律は、昭和40年、「山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与する」ということを目的に制定されました。期限が10年ということで、10年たつたびに再度継続されてまいりました。その期限が平成27年3月末に到来することにより今回の要請になったものです。

あわせて、今回はただ期限を延長するのではなく、たまたま現状の中で地域間格差あるいは地方創生と、そういう時代を反映しまして新たな山村振興の確立、地域林業の確立といった要旨も加えるようにと、そういった趣旨の要請でございまして、私どもとしても非常に使いやすい、時代に合った法律であるということで全会一致での採決に至ったものです。

よろしくご審議をお願いします。

議長（児玉信治君） 委員長の報告に対し質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

要請第1号を採決します。

本案に対する観光経済常任委員長の報告は採択であります。

要請第1号を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、要請第1号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充に係る要請については観光経済常任委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

20 発委第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する 意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第20 発委第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) 発委第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年12月22日 提出

観光経済常任委員長 山本良一

平成26年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

先ほど、陳情第9号を可決いただきまして、そのことに伴う意見書の提出でございます。

それでは意見書を読み上げさせていただきます。

軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気です。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、尿失禁など複雑かつ多様です。

この病態は、世界保健機構(WHO)において定義付けがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏付け検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されています。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療においても広く知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状です。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々あります。

以上のことから、医療機関をはじめ、国民・教育機関への啓発・周知が重要と考えます。

国におかれましては、現状を踏まえて下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の障害(補償)年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、他覚的・体系的な神経学的検査法など、画像に代わる外傷性脳損傷の判定方法を導入すること。

3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関をはじめ国民、教育機関への啓発・周知を図ること。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月 日

衆議院議長様 参議院議長様
内閣総理大臣様 総務大臣様
厚生労働大臣様 文部科学大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

以上でございます。

議長（児玉信治君） 質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第12号を採決します。

発委第12号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出については原案のとおり可決されました。

2 1 発委第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について

2 2 発委第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

2 3 発委第15号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

議長（児玉信治君） 日程第21 発委第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について、日程第22 発委第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について、日程第23 発委第15号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを一括上程し、議題とします。

以上3件の発委について提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

（社会文教常任委員長 高田佳久君登壇）

社会文教常任委員長（高田佳久君） 先ほどは陳情13号から15号をお認めいただきまして、ありがとうございました。それを受けましての意見書提出についての提案となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、発委第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年12月22日 提出

社会文教常任委員長 高田 佳久

平成26年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉 信治

それでは意見書を朗読させていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について（5局長通知）」や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について（6局長通知）」の中で医療従事者の勤務環境の改善のための取り組みを促進してきました。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項に関わるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善をすすめるために支援するよう求め、予算化しています。

しかし、国民のいのちと暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっています。そのため、労働実態は依然として厳しく、安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師・看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっています。

「医療機能の再編」を前提とした医療提供体制の改善ではなく、必要な病床機能は確保したうえで労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められています。2015年度には第8次看護職員需給見通しが策定されますが、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要があります。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1. 看護師など夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
2. 医師・看護師、介護職員など大幅に増員すること。
3. 国民（患者・利用者）の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
4. 病床削減・平均在院日数の短縮ありきではなく、それぞれの地域の実情に合った医療・介護を充実させるために必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月 日

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
財務大臣様
文部科学大臣様
総務大臣様

長野県山ノ内町議会議員 児玉信治

続きまして、発委第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年12月22日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

平成26年12月 日 議決

山ノ内町議会議員 児玉信治

意見書を朗読させていただきます。

介護従事者の処遇改善を求める意見書

超高齢社会を迎え、介護のニーズが高まるなかで介護労働者の数も年々増加しています。しかし、「低賃金・重労働」という介護現場の実態は介護を担う職員の確保を困難にし、高い離職率の原因となるなど深刻な人員不足を引き起こしています。介護職員の不足は介護保険制度の根幹にもかかわる重大な問題であり、その原因となる介護職員の処遇改善は喫緊の課題です。これまでも介護職員の処遇改善策は実施されてきましたが、抜本的な改善に結びついていないことは厚生労働省の賃金構造基本統計調査（賃金センサス）の介護職員の賃金推移をみても明らかです。

厚生労働省は、高齢化のピークとなる2025年には237～249万人の介護職員が必要となると推計し、そのために1年あたり6.8～7.7万人の増員が必要としています。また、安全・安心の介護を実現するためにも介護職員の人員確保は不可欠の課題となります。

全労働者平均賃金の29万7,700円に対し、介護労働者の平均賃金は20万7,795円で約9万円も低い状況となっています（全労働者は厚生労働省2012年度賃金基本調査、介護労働者は2013年全労連調査より）。国は「介護・障害福祉従事者処遇改善法」を成立させましたが、一刻も早く国の責任で介護職員の処遇を引き上げていく必要があります。また、介護現場には介護職以外にも多くの職種の労働者が働いており、これらの職員の処遇も介護職と同様に低く、処遇の引き上げが必要となっています。

介護労働者の確保を図り、安全・安心の介護保険制度を実現していくために介護従事者の処遇改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国に要望します。

記

1. 介護従事者の処遇を抜本的に改善すること。処遇改善の費用については、保険料や利用料に転嫁せず、国費で行うこと。
 2. 処遇改善の対象職員を介護職以外の職種にも拡大すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月 日

内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
財務大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

続きまして、発委第15号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年12月22日 提出

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

平成26年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

意見書の朗読をさせていただきます。

「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語です。手話を使うろう者にとって、きこえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及・研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、下記の事項について国に要望します。

記

1. 手話言語法を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月 日

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
厚生労働大臣様
文部科学大臣様

長野県山ノ内町議会議長 児 玉 信 治

以上であります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（児玉信治君） 一括質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより発委ごとに討論、採決を行います。

発委第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第13号を採決します。

発委第13号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第13号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

発委第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第14号を採決します。

発委第14号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（児玉信治君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第14号 介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

発委第15号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について討論を行います。

（発言する者なし）

議長（児玉信治君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第15号を採決します。

発委第15号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第15号「手話言語法」制定を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

24 発委第16号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充を求める意見書の提出について

議長(児玉信治君) 日程第24 発委第16号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

山本観光経済常任委員長、登壇。

(観光経済常任委員長 山本良一君登壇)

観光経済常任委員長(山本良一君) 発委第16号をご提案いたす前に、発委第12号でかがみを若干読み飛ばしたもので、後ほど議事録に記載をお願いしたい。

発委第12号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年12月22日 提出

観光経済常任委員長 山本良一

平成26年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

失礼いたします。これから発委第16号を提案いたします。

発委第16号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充を求める意見書の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

平成26年12月22日 提出

観光経済常任委員長 山本良一

平成26年12月 日 議決

山ノ内町議会議長 児玉信治

それでは意見書を読み上げさせていただきます。

地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策拡充を求める意見書
山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的に、昭和40年に山村振興の理念及び振興方策を盛り込んだ「山村振

興法」が制定され、国の政策支援が行われてきた。

山村地域は、国土・自然環境の保全、水源涵養、地球温暖化防止等、多面的・公益的な役割を果たしている。

しかし、山村を取り巻く環境は、主要産業である農林業の低迷や就業機会の減少、生活環境整備の遅れと過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下などの問題を抱え、依然として厳しい状況にある。

そのような中で、山村振興法の期限が平成27年3月末に到来することから、山村地域の現状と果たす役割を踏まえ、地域振興・地域林業の確立に向け、下記事項の実現が図られるよう強く要請する。

記

- 1 「山村振興法」の延長及びその内容の充実を図ること。
- 2 「山村振興法」の延長にあたっては、「森林・林業基本法」による施策の展開を踏まえつつ、都市と山村の経済格差是正を主眼とした対策に加え、地域山村が果たす多面的機能の発揮に係る国としての責務を明確にすること。
また、山村振興の目標に、林業・木材産業の振興による地域資源を活用した地域林業の確立、就業機会の増大等と定住の促進を盛り込むこと。
- 3 上記の目標達成に向けて以下の施策を講じること。
 - 森林吸収源対策、森林資源を活用した再生可能エネルギー対策の推進を通じた雇用の創出を図ること。また、原木買取価格の山元への還元をはじめ、地域林業の確立を図ること。
 - 地域としての林業を指導する「フォレスター」「森林施業プランナー」の育成・確保及び、森林経営計画策定等については、国の職員による技術的支援を行うこと。
 - 林業事業体従事者の定住対策として、所得保障の支援と雇用改善を行った企業に対する税制措置等、国としての具体的な施策を講じること。
 - 山村地域の振興と林業事業体等による林業労働力を安定的に確保するため、国の事業の発注方式を改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月 日

衆議院議長様 参議院議長様
内閣総理大臣様 総務大臣様 農林水産大臣様
国土交通大臣様 環境大臣様 地方創生担当大臣様
林野庁長官様

長野県山ノ内町議会議長 児玉信治

以上でございます。

議長（児玉信治君） ただいま山本観光経済常任委員長より発委第12号について申し出がありました。申し出のとおり記載することといたします。

発委第16号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。
討論を行います。

(発言する者なし)

議長(児玉信治君) 討論なしと認め、討論を終わります。
発委第16号を採決します。

発委第16号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第16号 地域振興・地域林業の確立に向けた「山村振興法」の延長と施策
拡充を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

26 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

27 観光経済常任委員会の閉会中の継続調査について

28 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

29 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長(児玉信治君) 日程第25から日程第29までを一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

議会事務局長。

(議会事務局長河野雅男君議題を朗読する。)

議長(児玉信治君) 以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会
議規則第75条の規定による議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることにご異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

議長(児玉信治君) 異議なしと認めます。

したがって、5案は各委員長からの申し出のとおり議会閉会中も継続調査とすることに決定
しました。

議長(児玉信治君) 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長(児玉信治君) 閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月9日から本日までの14日間の会期でありましたが、専決処分を含む12件の

補正予算を初め、一般職の職員の給与条例ほか4件の一部改正条例や町道の廃止・認定、契約案件など、さまざまな重要案件についてご審議をいただきました。また、一般質問では14名の議員が登壇され、産業振興、教育問題、人口問題や防災など、町政の諸課題に活発な論戦を展開いただき、また、さまざまな提言や提案がなされました。

理事者、管理職各位には、議員各位の質問の趣旨や意見・提言を十分尊重され、今後の施策や事務事業に反映していただきますよう強く要望したいと思います。

去る14日、第47回衆議院議員選挙が投開票され、与党が圧勝の結果となり、政権続投となりました。しかし、有権者の関心は高まらず、投票率は前回を下回り戦後最低の結果となりました。首相は、24日に召集される特別国会の首相指名選挙で選出後、第3次内閣を発足させる予定となっております。山積する諸問題の解決に向け、政府・与党は国民の声に真摯に耳を傾け、民意を最大限酌み取り、国民生活を第一に政治を行ってほしいと改めて強く願うものであります。

結びに、年の瀬を迎え、いよいよ寒さ厳しい時候となってまいります。議員、理事者、管理職各位にはくれぐれもご自愛いただき、ご家族一同、ご健勝で希望に満ちた新しい年を迎えられますよう心よりご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日の会議を閉議といたします。

議長（児玉信治君） 町長から閉会の挨拶がございます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 平成26年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

今議会定例会は、12月9日から14日間の長い会期中で、一般会計等の補正予算及び一部改正条例の制定を初め、3日間の一般質問では産業振興、人口減少対策、福祉・教育行政及び防災対策など活発なご議論をいただき、また、ご提案申し上げました案件につきましては原案どおりご承認いただき、ありがとうございました。

14日、台湾の校長会のメンバー6人がお越しになり、そば打ち体験、パウダースノーでのスキー体験や地元関係者との交流会を開催いたしました。その場で、来シーズンはスキー修学旅行にぜひ来たいとの発言もありました。3年前、阿部知事と台湾へのトップセールスに伺い、そのときも現地で山ノ内町へスキー修学旅行に行くとお約束をいただき、そのとおりにそのシーズンに来ていただきました。さらなるインバウンド推進とともに、JNTOや長野県、業界関係者とともにこれからも積極的にインバウンドをPRし、スキー修学旅行とともに、台湾を初め諸外国からの旅行者が大勢訪れるように努めてまいります。

14日の衆議院議員総選挙の結果、与党の自由民主党・公明党が3分の2を超える安定多数の議席確保の結果となりました。アベノミクスによる経済成長、国民生活の安定、世界各国とと

もに平和な国際社会の実現など、大いに期待してまいりたいと思います。

長野県や町、町選挙管理委員会としては、大事な国政選挙であり、広報等により積極的に投票を呼びかけましたが、思ったほど伸びませんでした。今後の選挙に向け、町選挙管理委員会とともに投票率アップできるよう改善をし、努めてまいりたいと思っております。

子ども・子育て新制度に基づく事業計画を策定すべく、9月に要綱を制定し、委員11名を委嘱して12月16日初会議を開催しました。子ども・子育て支援新制度では、1つとして支援の量の拡大、2つとして支援の質の向上を基本に、いろいろな支援制度の利用や、豊かに育っていきける支援を社会全体で支える制度や支援施策の拡充に努めてまいりたいと思っております。

来年4月1日の町制60周年記念事業として、松井一實広島市長にお願いしました広島・長崎の被爆二世樹木、アオギリ、クスノキの看板、支柱6本が届きましたので、庁舎正面玄関に掲示いたしましたのでごらんいただきたいと思います。また、お礼にあわせて、4月1日当日、広島市長のメッセージも依頼したところです。町制60周年のオープニングにふさわしい記念植樹にすべく、苗床整備費も議決いただきましたので、今後、準備に万全を期してまいりたいと思っております。

11月の長野県北部神城断層地震で大きな被害のあった、長野冬季オリンピック開催を一緒に行った白馬村、スキー修学旅行が志賀高原へ振りかわった小谷村に対し、早速、災害見舞い及びボランティア協力に出かけるべく連絡をとりましたところ、震災直後であり、震災対応とともに安倍首相を初め国会議員、県会議員、国・県の行政機関など連日訪問され、その対応で来訪日程、ボランティア受け入れ態勢が十分できないので、一段落してからとのことで、12月18日、児玉議長とともに、見舞金と特産のリンゴを持参し両村長・議長に見舞いと激励に伺ってまいりました。死者はなかったものの、降雪期を迎える中での地震と震災復旧作業となりますが、住宅、道路、観光面を含め大変な状況ですが、被災からの一日も早い復興を願うものであります。

年末年始を迎え、降雪とともに町内が最もにぎわうトップシーズンに入ります。交通死亡事故1,000日を超え、暗いニュースも多い中ですが、明るいことであり、これからもさらに職員や住民、観光客を含めスリップ事故、飲酒運転などに十分気をつけるよう、町広報や警察、関係団体とともに啓発を強めてまいります。

また、高齢者を中心に悪質な振り込め詐欺など、連日、新聞等で報道されております。町では、県下で初めて住民、警察、金融機関を含め悪質商法・振り込め詐欺防止協力員を委嘱し、年2回の研修と表札を掲示すること、地域の寄り合いなどで注意を呼びかけたり、チラシや有線放送を使った広報などにより啓発をし、最近は被害者もありませんが、引き続き関係者とともに被害防止に努めてまいります。

私も、任期最後の議会となりましたが、第5次総合計画に基づき、「人と自然を育み、次世代へつなげる温もりのあるまち」づくりを目指し、観光や農業の振興、福祉や教育の充実、安心・安全なまちづくりに「目配り、気配り、心配り」に心がけ、住民、議会、職員の皆様のご

支援、ご協力をいただき町政に当たってまいりました。改めて皆様方に感謝申し上げますとともに、来年は町制60周年を迎えますことから、これからも当町の「恵まれた自然を活かし、自信と誇りの持てる郷土づくり」に、残された2カ月余、引き続き皆様方のご指導・ご支援を賜り、町政の推進に全力で努めてまいります。

改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

最後になりましたが、議員各位におかれましては健康に十分ご留意いただき、新年をお迎えいただくとともに、来年も町政発展のためにますますご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

閉 会

議長（児玉信治君） これにて平成26年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉 会)

(午後 4時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員